官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○医師法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一二八）　一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会懲戒処分関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　五

省令

○厚生労働省令第百二十八号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第六条第三項、第八条及び第十六条、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第六条第三項、第八条及び第十六条、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十六条、第二十八条及び第三十三条、歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第六条第三項、第九条及び第十二条の九、歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第六条第三項及び第十六条、薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第九条、第十条及び第十八条並びに薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第十三号）第十一条の規定に基づき、医師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月十四日

厚生労働大臣　上野賢一郎